

# 清須市地域防災計画

## 新旧対照表

平成26年改正

# 清須市防災計画 第1章 総則 (H26.2.1時点)

現 行		改 正 案																					
P3	第1節 計画の策定方針 第2節 計画の性格及び災害の範囲 1 計画の性格 (追加)	第1節 計画の策定方針 第2節 計画の性格及び災害の範囲 1 計画の性格 <u>(4) この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u>	法改正に伴う修正																				
P8	第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第3節 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="264 703 1090 1401"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>3 <u>防災上</u>必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>4 <u>被災地域における生活必需品、災害復旧資材等の円滑な供給の確保</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	3 <u>防災上</u> 必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること	東海農政局	(追加)	中部経済産業局	4 <u>被災地域における生活必需品、災害復旧資材等の円滑な供給の確保</u> に関すること	(追加)	(追加)	第2節 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第3節 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="1146 703 1973 1401"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>3 <u>災害等緊急時に応急措置等のため</u>必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td><u>13 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する</u></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>4 <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td><u>中部地方環境事務所</u></td> <td><u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	3 <u>災害等緊急時に応急措置等のため</u> 必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること	東海農政局	<u>13 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する</u>	中部経済産業局	4 <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整</u> に関すること	<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う</u>	対策の整備
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
東海財務局	3 <u>防災上</u> 必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること																						
東海農政局	(追加)																						
中部経済産業局	4 <u>被災地域における生活必需品、災害復旧資材等の円滑な供給の確保</u> に関すること																						
(追加)	(追加)																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
東海財務局	3 <u>災害等緊急時に応急措置等のため</u> 必要がある場合の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること																						
東海農政局	<u>13 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する</u>																						
中部経済産業局	4 <u>災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整</u> に関すること																						
<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う</u>																						
P9																							

現 行		改 正 案														
P13	第6 指定地方公共機関	第6 指定地方公共機関	第6 指定地方公共機関	公益 社団 法人 化  一 般 社 団 法 人 化												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱		<u>社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)	(略)	<u>社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公益社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>公益社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)	(略)	<u>一般社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)	(略)	
	機関の名称	事務又は業務の大綱														
	<u>社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)	(略)														
<u>社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)	(略)															
機関の名称	事務又は業務の大綱															
<u>公益社団法人愛知県医師会</u> (西名古屋医師会)	(略)															
<u>一般社団法人愛知県トラック協会</u> (尾西支部)	(略)															
第7 一部事務組合等	第7 一部事務組合等	第7 一部事務組合等														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西春日井広域事務組合 その他</td> <td>1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	西春日井広域事務組合 その他	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西春日井広域事務組合 その他</td> <td>1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	西春日井広域事務組合 その他	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用に関すること</u>	対策 の 整 備						
機関の名称	事務又は業務の大綱															
西春日井広域事務組合 その他	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>(追加)</u>															
機関の名称	事務又は業務の大綱															
西春日井広域事務組合 その他	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力 <u>2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用に関すること</u>															

## 清須市防災計画 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画（H26.2.1時点）

現 行		改 正 案	
P40	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3に「大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立」で、大規模な災害が発生し<u>県内外</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3に「大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立」で、大規模な災害が発生し<u>国等</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点<u>及び受援体制</u>について、関係機関と調整の上、確保、<u>整備</u>に努めるものとする。</p>	対策の整備
P43	<p>第3節 被害の軽減・防止</p> <p>第3 地盤災害予防対策</p> <p>2. 基本方針</p> <p>第2に「液状化に関する情報公開や対策工法のPR強化等による液状化対策工法の実施促進」、<u>、</u></p>	<p>第4節 被害の軽減・防止</p> <p>第3 地盤災害予防対策</p> <p>2. 基本方針</p> <p>第2に「液状化に関する情報公開や対策工法のPR強化等による液状化対策工法の実施促進」として、<u>国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図ること。また、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。</u></p>	対策の整理
P48	<p>第4節 都市公共施設の災害対応力の強化</p> <p>第1 市の施設並びにその他公共施設</p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガス・<u>水道</u>及び電話停止時の代替設備確保の重要性</li> </ul>	<p>第4節 都市公共施設の災害対応力の強化</p> <p>第1 市の施設並びにその他公共施設</p> <p>1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガス・<u>上下水道</u>及び電話停止時の代替設備確保の重要性</li> </ul>	表記の整理

現 行		改 正 案	
P48	<p>2. 基本方針 (略) 第4に「電気・ガス・<u>水道</u>の供給停止に対する備えの整備・強化」</p>	<p>2. 基本方針 (略) 第4に「電気・ガス・<u>上下水道</u>の供給停止に対する備えの整備・強化」</p>	表記の整理
P49	<p>第2 ライフライン施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略) ● 電気・ガス・<u>水道</u>及び電話停止時の代替サービス供給の重要性 ● 電気・ガス・<u>水道</u>及び電話停止時の代替設備確保の重要性</p>	<p>第2 ライフライン施設 1. 施策形成及び実施の「鍵」となる観点 (略) ● 電気・ガス・<u>上下水道</u>及び電話停止時の代替サービス供給の重要性 ● 電気・ガス・<u>上下水道</u>及び電話停止時の代替設備確保の重要性</p>	

	現 行	改 正 案
P53	<p>第5節 安全避難の環境整備</p> <p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大規模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、避難誘導體制の整備を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「災害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確立」、第2に「地理不案内な来訪者の安全避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導のための標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等の整備」、第3に「適切な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の強化」、第4に「高齢者・障害者その他の災害時要援護者の安全避難支援体制の確立」、</p>	<p>第5節 安全避難の環境整備</p> <p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>清須市の「地域としての災害危険性」に即して、「洪水時」「大規模地震もしくは市街地大火発生時」の2つの場合における、避難誘導體制の整備を以下のとおり総合的に進める。すなわち、第1に「災害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確立」として、<u>大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事務所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u>第2に「地理不案内な来訪者の安全避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導のための標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等の整備」、第3に「適切な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の強化」として、<u>社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力的体制を図るものとする。</u>第4に「高齢者・障害者その他の災害時要援護者の安全避難支援体制の確立」として、<u>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</u></p>

対策の整備

現 行		改 正 案	
P68	<p>第1 1 節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>第4に「ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進」<u>を図る。</u></p>	<p>第1 1 節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>第4に「ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進」として、<u>災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u></p>	対策の整備
P72	<p>第1 2 節 災害時要援護者等の安全環境整備</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>すなわち、第1に「災害時要援護者の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」、<u></u></p> <p>(略)</p> <p>第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に災害時要援護者等の環境整備を行う。 <u>(追加)</u></p>	<p>第1 2 節 災害時要援護者等の安全環境整備</p> <p>2. 基本方針 (略)</p> <p>すなわち、第1に「災害時要援護者の状況把握、緊急警報システムの整備、応援協力体制の整備、防災教育・防災訓練の実施による在宅者対策」として、<u>災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7に「近隣もしくは遠隔地市町村との相互応援協定の締結」を図ることにより総合的に災害時要援護者等の環境整備を行う。</p> <p><u>第8に「帰宅困難者支援体制の整備」として、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p>	対策の整理

現 行		改 正 案	
P73	3 施策の体系 災害時要援護者等の安全環境整備 (略) <u>(追加)</u>	3 施策の体系 災害時要援護者等の安全環境整備 (略) <u>帰宅困難者支援対策</u>	



## 清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H26.2.1時点)

現 行		改 正 案																											
P107	<p>第4節 災害広報 第1 災害広報体制の確立 1 災害広報体制 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(略) (6)携帯電話による情報提供 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(略) (6)携帯電話による情報提供 (略)	<p>第4節 災害広報 第1 災害広報体制の確立 1 災害広報体制 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(略) (6)携帯電話 <u>(緊急速報メール機能を含む。)</u> による情報提供 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(略) (6)携帯電話 <u>(緊急速報メール機能を含む。)</u> による情報提供 (略)	対策の整理																		
役割項目	手順その他必要事項																												
広報活動班の編成	(略) (6)携帯電話による情報提供 (略)																												
役割項目	手順その他必要事項																												
広報活動班の編成	(略) (6)携帯電話 <u>(緊急速報メール機能を含む。)</u> による情報提供 (略)																												
P113	<p>4 市職員の口頭での伝達 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用する場合 (事例)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">緊急伝達</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>避難の指示</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>火災の発生に関する情報</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	利用する場合 (事例)		緊急伝達		●	避難の指示	●	火災の発生に関する情報	●	庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 <u>(追加)</u>	●	その他	<p>4 市職員の口頭での伝達 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用する場合 (事例)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">緊急伝達</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>避難の指示</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>火災の発生に関する情報</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td><u>気象等特別警報に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	利用する場合 (事例)		緊急伝達		●	避難の指示	●	火災の発生に関する情報	●	庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報	●	<u>気象等特別警報に関すること</u>	●	その他	対策の整理
利用する場合 (事例)																													
緊急伝達																													
●	避難の指示																												
●	火災の発生に関する情報																												
●	庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 <u>(追加)</u>																												
●	その他																												
利用する場合 (事例)																													
緊急伝達																													
●	避難の指示																												
●	火災の発生に関する情報																												
●	庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報																												
●	<u>気象等特別警報に関すること</u>																												
●	その他																												

現 行		改 正 案	
P118	第 5 節 避難及び避難所の設置 第 1 避難の勧告・指示 3 避難勧告・指示の時期	第 5 節 避難及び避難所の設置 第 1 避難の勧告・指示 3 避難勧告・指示の時期	対 策 の 整 備
	<p style="text-align: center;">避難準備情報の発表基準（原則）</p> <p>市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況などから判断して、避難を要する状況になる可能性がある判断した場合に、避難準備情報を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出動水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想雨量が 30mm を超える場合。</li> <li>● 新川：水場川観測所の水位が 3.9m に達したとき。</li> <li>● 庄内川：枇杷島観測所の水位が 6.3m に達したとき。</li> <li>● 五条川：春日観測所の水位が 4.6m に達したとき。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">避難準備情報の発表基準（原則）</p> <p>市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況などから判断して、避難を要する状況になる可能性がある判断した場合に、避難準備情報を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出動水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想雨量が 30mm を超える場合。</li> <li>● 新川：水場川観測所の水位が 3.9m に達したとき。</li> <li>● 庄内川：枇杷島観測所の水位が 6.3m に達したとき。</li> <li>● 五条川：春日観測所の水位が 4.6m に達したとき。</li> <li>● <u>気象等特別警報が発令されたとき。</u></li> </ul>	
	<p style="text-align: center;">避難勧告の発令基準（原則）</p> <p>市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体のプロテクト、又は災害の拡大防止のため特に必要であると認められるときに発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警戒水位に達し、かつ、1 時間に 30mm を超える雨を観測したとき。</li> <li>● 新川：水場川観測所の水位が 4.8m に達したとき。</li> <li>● 庄内川：枇杷島観測所の水位が 7.8m に達したとき。</li> <li>● 五条川：春日観測所の水位が 5.0m に達したとき。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">避難勧告の発令基準（原則）</p> <p>市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体のプロテクト、又は災害の拡大防止のため特に必要であると認められるときに発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警戒水位に達し、かつ、1 時間に 30mm を超える雨を観測したとき。</li> <li>● 新川：水場川観測所の水位が 4.8m に達したとき。</li> <li>● 庄内川：枇杷島観測所の水位が 7.8m に達したとき。</li> <li>● 五条川：春日観測所の水位が 5.0m に達したとき。</li> <li>● <u>気象等特別警報が発令されたとき。</u></li> </ul>	対 策 の 整 備

現 行		改 正 案	
P120	<p>4 避難勧告・指示の伝達  (2) 関係機関への通報及び相互連絡  <u>(追加)</u></p>	<p>4 避難勧告・指示の伝達  (2) 関係機関への通報及び相互連絡  ⑤ <u>広域一時滞在に係る協議</u>  <u>災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p>対策の整備</p>
P127	<p>第3 避難所の開設・運営  6 運営上の留意事項  (5) 良好な生活の確保  (略)  <u>(追加)</u></p>	<p>第3 避難所の開設・運営  6 運営上の留意事項  (5) 良好な生活の確保  (略)  <u>災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
P136	<p>第9節 医療・助産（医療救護）  基本的な考え方  (略)  ② 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</p>	<p>第9節 医療・助産（医療救護）  基本的な考え方  (略)  ② <u>地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、</u>広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</p>	<p>対策の整備</p>

現 行		改 正 案									
P137	<p>1 実施体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	手順その他必要事項	<u>(追加)</u>		<p>1 実施体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西春日井歯科 医師会への連 絡</u></td> <td> <u>① 災害時医療救護体制確立の要請</u>  <u>② 市の地域内の被害状況に関する情報 の提供</u>  <u>③ 市災害対策本部体制の現況に関する 情報の提供</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	手順その他必要事項	<u>西春日井歯科 医師会への連 絡</u>	<u>① 災害時医療救護体制確立の要請</u> <u>② 市の地域内の被害状況に関する情報 の提供</u> <u>③ 市災害対策本部体制の現況に関する 情報の提供</u>	対策 の 整 理
項 目	手順その他必要事項										
<u>(追加)</u>											
項 目	手順その他必要事項										
<u>西春日井歯科 医師会への連 絡</u>	<u>① 災害時医療救護体制確立の要請</u> <u>② 市の地域内の被害状況に関する情報 の提供</u> <u>③ 市災害対策本部体制の現況に関する 情報の提供</u>										
P146	<p>第10節 食品の供給</p> <p>1 食品の応急供給体制の確立</p> <p>(3) 食品の確保</p> <p>② 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手続き図（災害救助法又は国民保護法適用時 <u>(追加)</u>）</p>	<p>第10節 食品の供給</p> <p>1 食品の応急供給体制の確立</p> <p>(3) 食品の確保</p> <p>② 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手続き図（災害救助法又は国民保護法適用時「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領</u>」）</p>	要領 の 修 正 ・ 更 新								
P147	<p>2 市民等への食品供給の実施</p> <p>(1) 食品の給与</p> <p>① 給与食品</p> <p>ウ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 <u>(追加)</u></p>	<p>2 市民等への食品供給の実施</p> <p>(1) 食品の給与</p> <p>① 給与食品</p> <p>ウ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 <u>また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。</u></p>	対策 の 整 理								

現 行		改 正 案	
P168	<p>第15節 帰宅困難者対策</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させる。</u></p> <p>2 対策</p> <p>(1) 市民、市内事業所等への啓発</p> <p>(2) 避難所対策、救援対策</p> <p>(3) 安否確認手段の確保</p>	<p>第15節 帰宅困難者対策</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>このため、まず、事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>対策をとるものとする。</u></p> <p>2 対策</p> <p>(1) <u>公共交通機関が停止した場合</u> <u>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>関係機関との連携</u> <u>企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) 市民、市内事業所等への啓発</p> <p>(4) 避難所対策、救援対策</p> <p>(5) 安否確認手段の確保</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>

現 行		改 正 案	
P169	<p>第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略)</p> <p>② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設多数かつ迅速に確保する。</p>	<p>第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略)</p> <p>② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を<u>愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て</u>多数かつ迅速に確保する。</p>	対策の整理
P170	<p>3 遺体の処理 (略)</p> <p>② 市は、遺体について医師に<u>依頼して</u>死因その他の医学的検査を<u>実施する。</u></p>	<p>3 遺体の処理 (略)</p> <p>② 市は、遺体について医師に<u>よる</u>死因その他の医学的検査を<u>受ける。</u></p>	対策の整理
P209	<p>第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策</p> <p>5 LPガス（プロパンガス）施設</p> <p>(1) 災害時における復旧対策 災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、<u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講じる (略)</p> <p>(3) 応援協力関係 <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>は、応急復旧の実施が困難な場合は、<u>社団法人エルピーガス協会を通じて他の都道府県の社団法人LPガス協会に</u>応援を要請する。</p>	<p>第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策</p> <p>5 LPガス（プロパンガス）施設</p> <p>(1) 災害時における復旧対策 災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、<u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講じる。 (略)</p> <p>(3) 応援協力関係 <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>は、応急復旧の実施が困難な場合は、<u>一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で</u>救援隊派遣を要請する。</p>	一般社団法人化  一般社団法人化

現 行		改 正 案	
P213	<p>第25節 ボランティアの受入れ</p> <p>3 <u>地域ボランティア支援本部</u>の編成  <u>地域ボランティア支援本部</u>の構成は、そのつど市社会福祉協議会（ボランティアセンター）責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>① <u>地域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。  (略)</p> <p>③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。  ア <u>地域ボランティア支援本部</u>を通じて行うもの  (略)</p> <p>⑤ ボランティアの受入の流れ</p>	<p>第25節 ボランティアの受入れ</p> <p>3 <u>災害ボランティアセンター</u>の編成  <u>災害ボランティアセンター</u>の構成は、そのつど市社会福祉協議会（ボランティアセンター）責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>① <u>災害ボランティアセンター</u>に派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。  (略)</p> <p>③ 活動内容は、そのつど各部長が決めるが概ね以下のとおりとする。  ア <u>災害ボランティアセンター</u>を通じて行うもの  (略)</p> <p>⑤ ボランティアの受入の流れ</p>	表記の整理
P240	<p>第35節 災害救助法の適用</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 職権の一部委任  災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第30条及び同法施行令第23条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は、委任された救助を実施する。</p>	<p>第35節 災害救助法の適用</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 職権の一部委任  災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は、委任された救助を実施する。</p>	法改正による修正

## 清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H26.2.1時点)

現 行		改 正 案	
P264	<p>第1.1節 医療救護 基本的な考え方 (略)</p> <p>② 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</p>	<p>第1.1節 医療救護 基本的な考え方 (略)</p> <p>② <u>地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに</u>、広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークの確立を図る。</p>	対策の整備
P271	<p>第1.8節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略)</p> <p>② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設多数かつ迅速に確保する。</p>	<p>第1.8節 遺体の捜索・処理・埋火葬 基本的な考え方 (略)</p> <p>② 市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を<u>愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て</u>多数かつ迅速に確保する。</p>	



## 清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策（H26.2.1時点）

現 行		改 正 案	
P302	<p>第4 発災に備えた直前対策</p> <p>5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>(3) ガス</p> <p>② <u>社団法人愛知県エルピーガス協会</u>は、警戒宣言が発せられた場合、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>	<p>第4 発災に備えた直前対策</p> <p>5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>(3) ガス</p> <p>② <u>一般社団法人愛知県LPガス協会</u>は、警戒宣言が発せられた場合、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。</p>	<p>一般 社団 法人 化</p>

## 清須市防災計画 第7章 風水害等災害・地震災害復旧計画（H26.2.1時点）

現 行		改 正 案	
P330	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>4 援護資金・住宅資金等の貸付</p> <p>(3) 災害復興住宅融資 住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度である。</p>	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>4 援護資金・住宅資金等の貸付</p> <p>(3) 災害復興住宅融資 <u>独立行政法人</u>住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度である。</p>	表記の整理